柳井市体育協会加盟団体活性化事業

実施要領

平成２７年４月２４日制定

平成２９年４月２５日改正

柳井市体育協会

１　目的

この要領は、柳井市体育協会加盟団体の活性化を支援する事業の実施に必要な事項を定める。

２　事業主体

事業主体は、柳井市体育協会に加盟している団体（以下「団体」という。）とする。

３　事業内容等

事業内容、補助金額及び補助の対象となる経費等は次に定めるとおりとする。

（１）内容

団体活動の活性化を図るために、新たに実施する次の区分の取組みとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分 | 例 示 |
| ①　未加入者向けの体験教室の開催 | 団体未加入者を対象にしたスポーツ体験教室の開催 |
| ②　トップアスリート等によるスポーツ教室などの開催 | トップアスリート等を招へいしたスポーツ教室や講習会の開催 |
| ③　指導者対象の研修会等の開催 | 指導者の技術的・管理的スキルアップのための研修会等の開催 |

　（２） 補助金額

　　　　 １事業あたり１０万円を上限とする。

（３） 補助の対象となる経費等

ア　補助対象経費

以下に示す経費のうち、事業の実施に直接必要な経費とする。ただし需用費については、総事業費（総事業費が10 万円超える場合は10 万円）の1/2 以内の額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項 目 | 内 容 |
| 報 償 費 | 教室や講習会等の開催に必要な講師等への謝金等 |
| 旅 費 | 講師、指導者等の宿泊費・交通費等 |
| 需 用 費 | 事務用消耗品、チラシ等 |
| 役 務 費 | 参加者・運営係員等を対象とする傷害保険料等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料や諸物品のﾚﾝﾀﾙ料等 |

イ　補助対象外経費

次のような経費は補助の対象外経費とする。

|  |
| --- |
| ・団体等の恒常的な人件費、運営費等  ・懇親会・接待費、弁当代等  ・固定資産及び備品（活性化事業の実施に不可欠な用具等を除く。） |

（４） 留意事項

ア　報償費支払いの対象となるスポーツ教室や講習会の指導者及び選手については、公認スポーツ指導者資格等の資格を有する者、又は全国レベル以上のスポーツ大会に出場した経験のある選手・指導者等とし、事業実施団体の役員・会員等は対象外とする。スポーツ選手及び指導者の競技成績や指導経歴を明記すること。

イ　旅費について

公共交通機関を利用した場合の居住地最寄り駅から活動地最寄駅の往復運賃とする。

ウ　傷害保険等について

指導者等及び事業の参加者の傷害保険については、事業実施団体が、事業の実施までに必ず加入すること。

エ　複数の団体が合同で事業を実施する場合について

事業計画書に協力団体を必ず明記すること。

４　事業内容の審査・補助金の交付決定

　　事業を実施しようとする団体は、柳井市体育協会事務局が指定する期日までに交付申請を行うものとする。申請のあった事業に対して、事業内容の審査、補助金の交付決定を一括して行うものとする。

５　事業実施報告

事業実施後は、すみやかに事業の実績報告を行うこと。

６　その他

　　柳井市体育協会の後援名義の使用申請を行うこと。

不明な点については、柳井市体育協会事務局と協議すること。